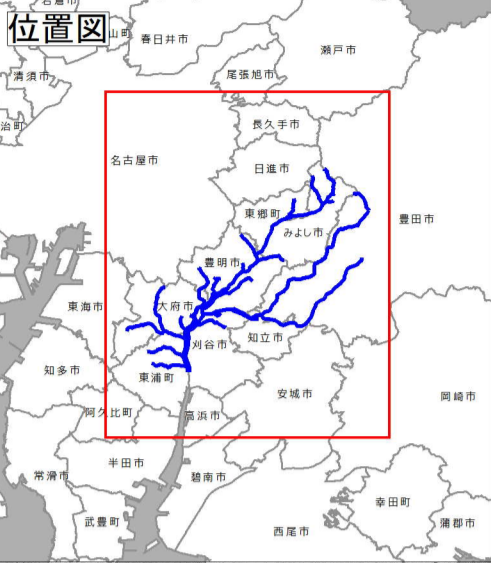
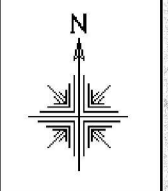


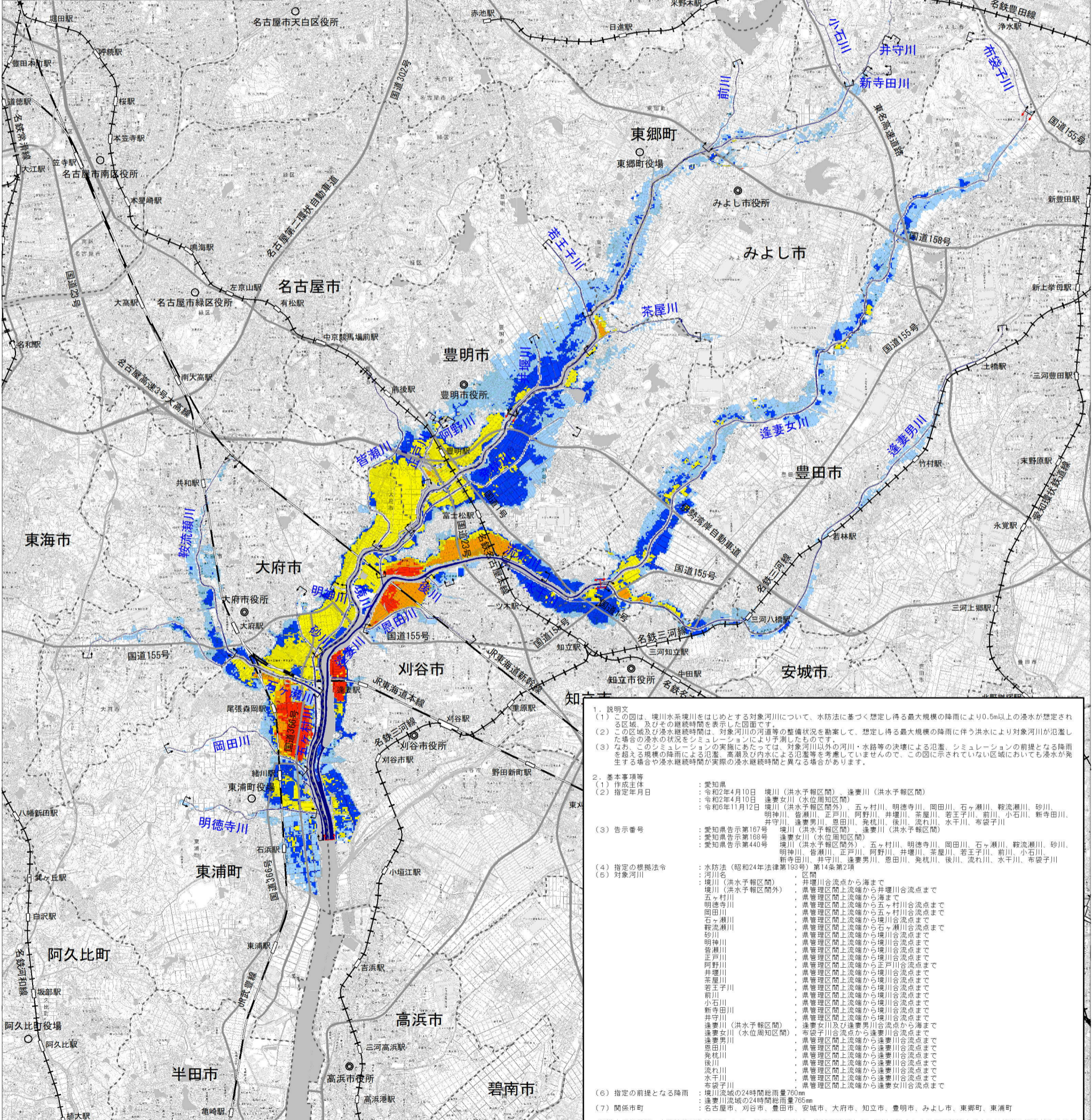
# 境川水系 境川・逢妻川流域 洪水浸水想定区域図 (浸水継続時間)



**凡例**

浸水深0.5m以上が継続する時間

- 12時間未満
- 24時間(1日間)未満
- 72時間(3日間)未満
- 168時間(1週間)未満
- 336時間(2週間)未満
- 市町村界
- 対象河川  
(洪水予報区間及び水位周知区間)
- 対象河川(その他)



1. 説明文  
 (1) この図は、境川水系境川をはじめとする対象河川について、水防法に基づき想定し得る最大規模の降雨により0.5m以上の浸水が想定される区域、及びその継続時間を表示した図面です。  
 (2) この区域及び浸水継続時間は、対象河川の河道等の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により対象河川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。  
 (3) なおこのシミュレーションの実施にあたっては、対象河川以外の河川・水路等の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この図に示されていない区域においても浸水が発生する場合があります。

2. 基本事項等  
 (1) 作成主体：愛知県  
 (2) 指定年月日：令和2年4月10日 境川(洪水予報区間)、逢妻川(洪水予報区間)  
 令和6年4月10日 逢妻女川(水位周知区間)  
 令和6年11月12日 境川(洪水予報区間外)、五ヶ村川、明徳寺川、岡田川、石ヶ瀬川、鞍流瀬川、砂川、明神川、香瀬川、正戸川、阿野川、井堰川、茶屋川、若王子川、前川、小石川、新寺田川、井守川、逢妻男川、恩田川、免杖川、後川、流れ川、水千川、布袋子川

(3) 告示番号：愛知県告示第167号 境川(洪水予報区間)、逢妻川(洪水予報区間)  
 愛知県告示第168号 逢妻女川(水位周知区間)  
 愛知県告示第440号 境川(洪水予報区間外)、五ヶ村川、明徳寺川、岡田川、石ヶ瀬川、鞍流瀬川、砂川、明神川、香瀬川、正戸川、阿野川、井堰川、茶屋川、若王子川、前川、小石川、新寺田川、井守川、逢妻男川、恩田川、免杖川、後川、流れ川、水千川、布袋子川

(4) 指定の根拠法令：水防法(昭和24年法律第193号)第14条第2項

(5) 対象河川

河川名	区間
井堰川(洪水予報区間)	井堰川合流点から海まで
境川(洪水予報区間)	県管理区間上流端から井堰川合流点まで
五ヶ村川(洪水予報区間外)	県管理区間上流端から海まで
明徳寺川	県管理区間上流端から五ヶ村川合流点まで
岡田川	県管理区間上流端から五ヶ村川合流点まで
石ヶ瀬川	県管理区間上流端から境川合流点まで
鞍流瀬川	県管理区間上流端から境川合流点まで
砂川	県管理区間上流端から境川合流点まで
明神川	県管理区間上流端から境川合流点まで
香瀬川	県管理区間上流端から境川合流点まで
正戸川	県管理区間上流端から境川合流点まで
阿野川	県管理区間上流端から正戸川合流点まで
井堰川	県管理区間上流端から境川合流点まで
茶屋川	県管理区間上流端から境川合流点まで
若王子川	県管理区間上流端から境川合流点まで
前川	県管理区間上流端から境川合流点まで
小石川	県管理区間上流端から境川合流点まで
新寺田川	県管理区間上流端から境川合流点まで
井守川	県管理区間上流端から境川合流点まで
逢妻川(洪水予報区間)	逢妻川合流点から海まで
逢妻女川(水位周知区間)	逢妻女川合流点から海まで
逢妻男川	県管理区間上流端から逢妻川合流点まで
恩田川	県管理区間上流端から逢妻川合流点まで
免杖川	県管理区間上流端から逢妻川合流点まで
後川	県管理区間上流端から逢妻川合流点まで
流れ川	県管理区間上流端から逢妻川合流点まで
水千川	県管理区間上流端から逢妻川合流点まで
布袋子川	県管理区間上流端から逢妻女川合流点まで

(6) 指定の前提となる降雨：境川流域の24時間総雨量765mm  
 逢妻川流域の24時間総雨量765mm

(7) 関係市町：名古屋市、刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、みよし市、東郷町、東浦町

※洪水予報区間：水防法第11条第1項により、都道府県知事が、流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川の区間、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるとき、都道府県知事と気象庁長官が共同して、洪水の水位予測を実施し、その状況を市町村等の関係機関へ通知するとともに、一般に周知することとされている。

※水位周知区間：水防法第13条第2項により、都道府県知事が、洪水予報河川以外で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川の区間、当該河川の水位があらかじめ定めた水位に達したとき、都道府県知事が、市町村等の関係機関へ通知するとともに、一般に周知することとされている。

